

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1710号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等の表示を除く。）を加える。

改 正 後		改 正 前	
(防疫等作業手当)		(防疫等作業手当)	
第13条 (略)		第13条 (略)	
2 <u>条例第14条第2項の著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業は、牛のとさつの作業とする。</u>			
第34条 (略)		第34条 (略)	
<u>(銃器犯罪捜査従事手当)</u>			
第34条の2 <u>条例第44条第1項第6号の人事委員会規則で定めるものは、暴力団等から危害を受けるおそれのある者の直近若しくは周辺に警察本部長から指定された身辺警戒員を配置して行う警戒の業務又は暴力団等から危害を受けるおそれのある者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺に警戒員を固定配置して行う警戒の業務をいう。</u>			
(併給禁止)		(併給禁止)	
第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。		第38条 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。	
地域振興局及び保健所に勤務する衛生検査技師又は臨床検査技師（これらの職員と同様の業務を行う次長、環境センター長、参事、課長、課長代理、副参事、専門検査員、係長、主査、主任、主任検査員、検査員及び専任の助手を含む。）	防疫等作業手当（ <u>条例第14条第1項第3号の作業に係るものを除く。</u> ） 環境衛生検査手当	地域振興局及び保健所に勤務する衛生検査技師又は臨床検査技師（これらの職員と同様の業務を行う次長、環境センター長、参事、課長、課長代理、副参事、専門検査員、係長、主査、主任、主任検査員、検査員及び専任の助手を含む。）	防疫等作業手当 環境衛生検査手当
(略)		(略)	
2 (略)		2 (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。